

キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)の拡充 (東日本大震災に伴う特例措置)

現行制度の概要

事業主が、その雇用する労働者に対して行う職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援に対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成(雇用保険法施行規則第125条)。

改正内容

背景

被災地における震災被害に加え、震災による風評被害、電力制約、急速な円高等による全国的な景気・経済・雇用への深刻な影響が懸念。



被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材の育成を推進するため、キャリア形成促進助成金の特例措置(訓練経費・訓練中の賃金への助成率引き上げ等)を行う。

【拡充内容】 ※平成24年度末まで

被災地の事業主

- 対象事業主
青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟及び長野県内の東日本大震災に係る災害救助法適用市町村内に所在し、職業訓練を行う事業主
 - 助成率の引き上げ
 - ・ 正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/3 (-) → 1/2 (1/3)
 - ・ 非正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/2 (1/3) → 2/3 (1/2)
 - ・ 自発的職業能力開発支援 [OFF-JT] 1/2 (-) → 2/3 (1/3)
- 注：() は大企業

被災地以外の事業主

- 対象事業主
震災等の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、生産量・売上高が減少したことを踏まえて、新たな事業展開(新分野進出、多角化等)に必要な職業訓練を行う中小企業事業主
- 助成率の引き上げ
 - ・ 正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/3 → 1/2
 - ・ 非正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/2 → 2/3
 - ・ 自発的職業能力開発支援 [OFF-JT] 1/2 → 2/3

【施行日】 平成23年11月24日